

ID: 1821

担当部署: 地域整備課

処分の概要	是正のための措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の9		
法令番号	昭和27年法律第180号		
<b>【基準】</b> 法第39条の9の規定による。 (占有物件の維持管理に関する措置) 第39条の9 道路管理者は、道路占有者が前条の国土交通省令で定める基準に従って占有物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占有者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和3年7月1日	最終変更年月日	年 月 日